

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
(第8回)
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年11月26日(金) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
報告書素案(中間報告)について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案(案)(中間報告)
資料2 DV対策の全体像
資料3 参考データ

- 参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(令和3年3月 女性に対する暴力に関する専門調査会)
参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 ただいまから、第8回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日の議事ですが、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案(中間報告)について、皆様からの御意見を伺いたいと思います。

それでは、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 事務局でございます。配付資料の確認をさせていただきます。

まず資料1といたしまして、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案(案)(中間報告)。

資料2といたしまして、DV対策の全体像というものを配付しております。こちらはDVの発生から最後の生活再建に至るまでの法律の流れ、あるいはそれを支えています内閣府の各種事業について1枚紙で整理したものでございます。

資料3といたしまして、参考データを配らせていただいております。こちらにつきましては、素案で引用しております数値などのデータ集となっております。

また、参考資料といたしまして、参考資料1、「DV対策の今後の在り方」、参考資料2、配偶者暴力防止法の法律の条文を配付させていただいております。

不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

○小西座長 それでは、議事に入ります。

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案(中間報告)について、まず内閣府から御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 内閣府事務局でございます。

資料1、報告書素案(中間報告)といたしまして、「DV対策の抜本的強化に向けて(仮題)」ということで、今回の報告書素案のテーマを書かせていただいております。

めくっていただきまして、目次のところでございます。構成といたしまして、第1が検討の背景、第2がワーキング・グループにおける議論の状況、第3が先ほど申し上げました、DVにおける通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化、第4がおわりにという構成としております。

1ページ、第1といたしまして検討の背景です。まず1段落目から、DVについての基本認識ということで、配偶者からの暴力というのは身体的暴力・精神的暴力・性的暴力などその形態は多岐にわたるものであること。そして、これらは個人の尊厳を害する重大な人権侵害であること。被害者の生命、身体、心理などのあらゆる面において、甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものであるということ。また、配偶者への暴力を行う加害者の特徴の一つとしては、被害者に対する所有意識があるということ。また、暴力というのは力により他者を支配するための手段であり、意図的に選択されるもの、あるいは従属を強いるための感情のはけ口とするために用いられるものである、というような基本認識を示した上で、このような認識に立ち、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を一層進めていく必要があるとしております。

その次の段落でございますが、現状を見ますと、センターへの相談件数としましては、特に昨年度、コ

ロナ禍ということもあり、急増したという状況でございます。また、警察のほうを見ますと、援助申出受理件数は、こちらはこの5年間で増加傾向にあるという形でございます。

2ページに参りまして、保護命令の状況を見ますと、新受件総数、あるいは認容件数、こちらは逆にいずれも減少が続いているという状況です。

次の段落以下につきましては、本ワーキング開催までの経緯について記載しております。詳細については割愛させていただきます。

4ページ、ワーキング・グループにおける議論の状況といたしまして、まず1として、現状と抜本的強化の必要性ということで、これまでのワーキングの議論のサマリーをしております。まず1段落目としまして、改めて配偶者等からの暴力というのは個人の尊厳を害する重大な人権侵害であると認識をした上で、2段落目は配偶者暴力防止法の改正につきまして、これまで平成25年以降、大きな改正は行われてこなかったという状況にあります。

一方、この間、ストーカー規制法を見ますと、平成28年、令和3年と改正が行われてきているという状況です。また、同法に基づく警告件数、禁止命令の件数について記載しております。

その次の段落でございますけれども、改めまして、第1で書きましたセンターの相談件数、あるいは警察の状況の一方で、保護命令の認容件数はこの5年間で一貫して減少しているという状況。また、ワーキングにおきましても、先ほどのストーカー規制法に基づきます禁止命令の件数が、配偶者暴力防止法に基づきます保護命令の件数を上回ったこと、あるいは大都市圏におきまして保護命令の認容件数が人口に対して少なく、かつ減少していることから、保護命令は現実の必要性に十分応えられていないのではないかという指摘があったところでございます。

5ページに参りまして、その状況を踏まえますと、現行の法制度や運用が極めて不十分であるという指摘を真摯に受け止める必要があるという認識を示しております。次にワーキング・グループでの議論の状況をサマリーしております。やはり被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの各段階、またセンターの在り方、加害者への対応、被害者の子供、相談対応、民間シェルター・ステップハウス、デートDV、外国人やいわゆるLGBTQカップル等の多岐にわたる論点につきまして、改めて丁寧な議論が行われまして、各段階における充実の必要性が浮き彫りになったという形にしております。

その下、主な論点でございます。これまでの資料で配ってございました論点集、あるいは対応案を基に作成してございまして、加えてこれまでの各構成員の方々の御意見を要約してつくっております。以下、主な修正点を赤字にしておりますので、そこに絞って説明させていただきます。

7ページでございます。改めまして、基本認識ということで、配偶者等からの暴力は、生命、身体、精神・心理などのあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものであるという基本認識を書かせていただいております。

8ページのところ、DV相談の半数以上（58.0%）というのが赤字になっておりますが、こちらは令和2年度後期の数字が出ましたので、その時点更新でございます。

その下、パワハラ防止法について記載しております。こちらは前回の御意見で参考になるのでは、という御意見を踏まえまして追加したものでございます。

11ページ、保護命令の重大性要件のところでございます。刑事罰を伴う保護命令の発令が許容される根拠であるというのを丁寧に書き下しまして、一方でということで、重大性要件の議論の背景にあります

現行の保護命令制度が精神的暴力や性的暴力を受けている被害者の保護の観点から不十分ではないかとの指摘に真摯に答える必要があるという形にしまして、12ページ以降の保護命令の対象拡大についての議論につなげております。

その下、医師等が直接DVを目撃したものではないことに留意しつつということで、医師による診断書の扱いについての留意点を追記しております。

15ページ、新たな命令制度や暫定命令制度のところでございますけれども、発令主体につきまして、警察あるいは裁判所というような議論がございましたので、発令主体という形で追記しております。

次に参りまして、21ページ、加害者プログラムのところでございます。新たに追記いたしまして、加害者プログラムは令和5年度以降の話といたしまして、その際というのをつなぎまして、被害者保護の観点から、諸外国の取組事例も参考にしつつ、今回のワーキングで出されました刑事司法や保護命令、面会交流、矯正等との関係などの各論点につきまして、法制化との関係も含めて幅広く検討を行い、加害者プログラムの取組を一層進めるという記述を追記しております。

23ページ、市町村等の関係機関ということで記載を追記しております。こちらは要対協、要保護児童対策地域協議会を念頭に記述を追加しております。

25ページにつきましては、形式的な修正でございますので、説明は割愛させていただきます。

29ページは、退去命令、例外的に6月のところでございますが、前回の御議論で加害者が被害者の居所を知っているという恐ろしさにきちんと留意すべきだという御議論がございましたので、被害者の安全確保の要請という記述、それに伴いまして、6月の退去命令を出せることとするか等の修正を行っております。

32ページ、いわゆるデートDVについての記述でございますけれども、前回の議論を踏まえまして、いわゆるデートDVとした上で、括弧して定義を書き加えまして、非同棲交際相手からの暴力ということで、暴力という言葉は直截に使う表現にした上で、非同棲交際相手からの暴力というのは配偶者等からの暴力と同様に、被害者に甚大な悪影響を及ぼすものであることに鑑みまして、関係省庁と連携した対策を進めることとし、具体的な連携体制について検討を進めるという記述を追加しております。また、その下の外国人につきましては、在留資格のない者も含みますということを明記したところでございます。

第2につきましては以上でございます、36ページ、第3といたしまして、まさに提言部分でございますが、題といたしまして、被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化ということで改めて記述しております。

1段落目で改めましてワーキングにおける議論を通じまして、各段階において法制的な対応が必要なものの、施策での対応が必要なものが浮き彫りになったという形にしております。

その次の段落、改めてDVについての基本認識を書きました上で、3段落目、このためということで、配偶者暴力防止法の見直しを行いまして、暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建に至るまでの各段階について抜本的に強化するというので、今回の法改正のコンセプトを書いております。

その次、法制面以外につきましても、制度の周知、支援の充実、人材育成、各機関の体制強化、関係機関の連携強化、そのための所要の予算の確保など、多面的な観点から施策をさらに進めるべきであるとした上で、政府におきましては、中期的な観点からの対応について整理を行うべきという形で、中期的な対応についても投げかけをいただくような形にしております。

その下、1といたしまして配偶者暴力防止法の見直しにつきましては、法制面につきましては対応案を踏まえまして記載させていただきたいと思っております。

2番は施策編でございます、配偶者等からの暴力の根絶、被害者保護に向けた対策の強化といたしまして、被害者支援を充実させることはもとより、加害者、子供、相談対応、民間シェルター・ステップハウスにつきましては、きちんと対応を強化していく必要があるとしまして、加えまして、「また」ということで、非同棲交際相手からの暴力を含めて各省連携して取り組んでいく必要があるとしております。

各論といたしまして、(1)加害者への対応といたしまして、加害者につきましては、保護命令の対象となるほか、犯罪行為につきましては検挙等の対象となるとしまして、加えて、内閣府の取組として加害者プログラムについて紹介しております。

また、これらの加害者につきましては、固定的な性別役割分担意識、あるいは性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス等々、そのような背景につきましても言及した上で、そのような意識を払拭するための啓発活動を行うという形で記載しております。

(2)子供への対応につきましては、児童虐待対応、児童相談所・市町村による対応について言及させていただいた上で、38ページ、内閣府の取組としまして、オンライン研修につきましては児童虐待対応の関係部署を追加するなどして関係者との連携を強化していく旨を記述しております。

(3)被害者からの相談への対応として、まず1文目で、やはり泣き寝入りが多いという現状を指摘した上で、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず相談につながりやすい体制整備を行うことで、そのような被害の潜在化を防止する必要があるというふうにしております。その上で、内閣府の取組として「DV相談+（プラス）」、24時間対応の電話相談等々を行っておりまして、それを紹介しております。

(4)民間シェルター・ステップハウスへの支援といたしまして、1段落目、2段落目でその重要性、役割について記述した上で、内閣府における交付金の取組について書いております。その上で、前回御議論がありましたように、財政的支援をしっかりと継続していくとともに、質の高い被害者支援を目指していくというふうに書いております。

(5)非同棲交際相手からの暴力の対応といたしまして、刑罰法令あるいはストーカー規制法に基づく対応のほか、先ほどありました「DV相談+」等の取組について紹介させていただいた上で、40ページ、予防啓発のためといたしまして、文科省と連携して内閣府としても生命の安全教育を行いましたり、あるいは暴力をなくす運動という形で広報・啓発活動を行う、あるいは教育啓発の機会を多く持ちます指導的立場にある方につきましてはのオンライン研修を実施しております。加えてということで、先ほど対応案で御紹介いたしました関係省庁と連携しての対応を記載していく予定でございます。

最後に41ページ、おわりににつきましては、全体が出来上がりましたのを踏まえて記載させていただきたいと思っております。

雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明も踏まえて報告書素案（中間報告）について御意見をお願いいたします。ここではとにかく全般的に御意見を伺うというふうを考えて、時間は現在90分程度と考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、小島構成員、戒能構成員、後藤構成員、深見構成員、手嶋構成員の順で行きます。では、小

島構成員、お願いします。

○小島構成員 ありがとうございます。私から素案について意見を申し上げます。

DV対策というのは、従来、保護命令が発令されていることを一つの基準としてまいりました。様々な生活支援がこれを基準に行われています。最近で言うと、コロナの給付金、それから児童手当とか児童扶養手当についてなど様々な支援に当たり、保護命令が発令されていることが基準になってまいりました。また、本報告書でも取り上げております加害者の更生の義務化、強力なプログラムを実施することについて、その是非は別といたしましても、保護命令制度との関連が取り上げられております。今、保護命令が事実上なかなか機能していないという状態になりますと、これらの利用や議論について、これがいわば砂上の楼閣になってしまいます。

保護命令制度というのは、ストーカー規制法と異なっておりまして、警察だけが関与する制度ではなく、当事者の手続保障を行ういわば人権のとりである裁判所が関与するという意味では、私はバランスの取れた制度だと思っております。しかし、今回、DV保護命令につきましては、法制度という面でも、運用という面でも、被害者やそれを取り巻く市民社会の要請に答えているかということ、十分答えていないと思います。どういう問題があるかということ、精神的な攻撃に対する対応ができていないということ、緊急時の対応ができていないということ、子供への対応が不十分だということ、この3点だと思います。

パワハラ防止法の制度など、精神的攻撃に対する対応が社会全体の要請になっている今、DV防止法は、この20年間、このような問題について十分答えてこなかったと思います。

それから、一方で、ストーカー規制法を見ますと、禁止される行為については面会強要とか粗暴な言動、電子メールの送信とかGPSの装着など様々なハラスメント行為が禁止される行為として取り上げられております。DVの発令の要件や、保護命令の内容について、ストーカー規制法やパワハラ防止法などを参考に、法改正について真剣に取り組まなければいけないと思っております。

また、緊急時の発令については、裁判所のほうからとても対応が難しいというお話がありました。子供への対応についてもDV法の枠組みでは対応し切れないということが今回の検討会で明らかになったのだと思います。そうだとすると、別途の法制度を考えていかなければいけないということだと思います。緊急時の発令については、保護命令の発令主体を裁判所以外にすること、子供の問題については家庭内における虐待について家族全体を統合するような新たな法制度を考えていかなければいけない。子供の虐待と母親への虐待というのは非常に密接な関係があることを前提に、子供の虐待も含めて全体を統合するような新たな法制度を考えていかなければいけないと思います。

それから、運用の問題について言えば、保護命令については詳し過ぎる申立書、DVセンターの方がこれを書いていると、とても心が折れてしまうという話がありました。

立証の問題としては、非常に厳しい立証になっているということで、やはり改善の必要があると思います。……（音声途絶）

○小西座長 とても大事な意見の交換中に、今日はインターネットの具合が悪いのですけれども、これちゃんと聞き取れなかったりするの、相互に不本意なことだと思いますので、よろしければ、つながらなかった分ぐらいの時間は後ろに延長して、皆さんに安心して議論していただきたいと私は思っています。御都合が悪い方は申し訳ないのですけれども、そういうふうにさせていただいてよいでしょうか。

(構成員首肯)

○小西座長 では、それで改めて、なるべくストレスを下げる形で進めたいと思います。

では、小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 保護命令の運用の問題でいいますと、詳し過ぎる申立書を記載しなければいけないということで、DVセンターの方が書いていると心が折れるということをおっしゃっていました。DVセンターのマンパワーの問題だけではなくて、運用の改善が必要です。それから、立証の問題としてはなかなか出してもらえない。取下げも多いということで、非常に厳しい立証を要求されてしまうということで、もう少し改善をしていただいて、保護命令が出やすいように、裁判所はDV法における重要な役割を果たしているということについて、もう少し自覚をしていただきたい、被害者のために働いていただきたい、と思います。管内人口が1300万人余りの東京で、保護命令が60件くらいしか発令されていないのは問題だと思っています。

ところどころ切れ切れで申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

以上です。

○小西座長 ありがとうございました。こちらこそ本当に申し訳ありません。途中で何度も切れまして、ちゃんとここからはよくなるように期待しております。

それでは、続きまして、戒能構成員、お願いいたします。

○戒能構成員 ありがとうございます。それでは、早く終わるように、私は法制面に限って発言をしたいと思います。

まず第一にその前提なのですが、中間報告の仮題となっておりますタイトルが「DV対策の抜本的強化に向けて」となっております。今回の改正は、2001年の法制定以来20年ぶりであり、20年たってようやくここまで来たという改正ですので、被害当事者の方を中心に、これはあくまでも被害当事者の方にとって本当に役に立つ、使いやすいDV法になるのか。公的機関、民間団体を問わず、支援者にとってどうなのかが問われる、本当に待ち望まれた法改正だと認識しております。

ですから、文字どおりの抜本的強化と言えるような法改正をぜひ実現させたいものだと強く望んでおります。そのときに、最後のまとめのところにお書きいただくか、あるいは冒頭にお書きいただくか分かりませんが、ぜひ高い理念を掲げて、防止・予防と被害者支援という両輪の責務をきちんと果たしていく、実現していくのだという考え方を明確に示していただきたいということをまず申し上げたいと思います。

2の論点の(1)です。ここで対応案のところなのですが、精神的暴力や性的暴力も範囲に含むという方向が示されたことは大変画期的なことだと思います。これによって保護命令の利用をちゅうちょする、あるいはハードルが高いということが少しでも解消されることを願っておりますが、ただし、これらを踏まえという最後のところなのですが、一定の場合なのだということが書かれております。これは条件、あるいは何か例示をされるのでしょうか。法規定の解釈の問題というのは基本方針がございますから、そこに示すことができるわけですね。一定の場合という条件は、法の規定上は避けていただきたい。そして、解釈にゆだねてほしいということをまず1点申し上げます。

次に、2の10ページ前後なのですが、重大な生命・身体に対する危害を受けるおそれ大きいという要件です。これについても、やはり重大な要件を外すべきではないという考え方にこの素案も基づいています。

しかし、今の小島構成員の御意見にもありましたように、重大なというのは、実際の運用上、ハードル

を高くしているのではないか。裁判官が被害者の安全を守るために御尽力いただくのですが、保護命令を発令するとき、ハードルは相当高くなって、日弁連の両性の平等委員会が2010年に調査した結果においても、マックスの重大性を求めるという結果になるということなのです。重いほうにベクトルは向くものだという事です。

保護命令が刑事罰を科すからなのだという理由なのですが、この点については既に専門調査会が今年3月にお出しになったDV対策の今後の在り方に、保護命令の法的な性格を考えて刑事罰を科すということの意味を問うているわけですね。その今後の在り方の考え方を尊重していただきたいと強く思います。

それから、重大要件の2点目なのですが、生命・身体にというところは、心身に重大な危害を受けるものですから、重大要件を外さないならば、せめて心身に変えていただきたい。しかしながら、重大要件というのは外していただきたいというのが私の意見です。

その次に、2の(5)逃げないDV対応について、対応案のところなのですが、29ページになります。ここでは実効性ある退去命令をどう整備していくかということが問題になっていると思います。これは今後検討していくと。ワーキング・グループの最終報告までにというのは、どういう経緯をたどるのかというのは最後に今後の予定でぜひお話しいただきたいと思うのですが、これも例外的にという条件つきなのですね。例外的に6月の退去命令を出すこととするか、その要件をどうするかということなのですが、これは必要ではないので、外していただきたい。例外的にといった場合に何が例外なのかということはずぐに問題になります。誰が一体例外でないということ、あるいは例外なのかということ立証するのか、その立証内容は何なのかということが出てまいります。結論を言えば、被害者にさらに負担を負わせることになるのではないかと考えております。

今回の改正の最後にはぜひ3年後の見直しということ、ぜひというよりも必ず入れていただきたいと思っておりますが、もし今後の課題になるのであれば、実質的に被害者の安全確保をできるような退去命令制度を整備しなければいけない。そのときに警察の役割が非常に大きくなるわけですから、今回間に合わないのだとするならば、今後の検討課題として明確に示していただければと考えますが、まず例外的にという文言を外すべきだという考えです。

それから、4番目に32ページ、非同棲の下の「また」という最後の黒字のところ。外国人やいわゆるLGBTQのカップル、これは既に対象となっているのだから適切な運用を周知徹底して、適切な運用を図っていくというまとめ方になっておりますが、これでは不十分です。これは外国人についても、ウィシュマさん事件についてですが、あるいはLGBTQについても、LGBTQの要望書はこの検討会に出ていませんけれども、例えばLGBTQでも裁判官の解釈が2つに分かれてしまっている。そして、運用上明確に保護命令の対象となっているとは言えないというのが現状だとお聞きしております。ですから、こういう問題こそ、23条の一文に一言入れれば済むことであります。法律にきちんと明記されているかないかというのは運用を左右すると私は考えておりますので、ここは明確に法律に明記していただきたいと考えております。

最後に5点目です。第3の2の(4)民間シェルター・ステップハウスへの支援、ここの基本的な考え方は、事業を行うことによって間接的に民間シェルターやステップハウスを支援していくというお考えなのかと解釈いたしました。そして、26条があるわけですから、それに財政支援を入れるということかと思っておりましたら、それは全然入らないということに結果としてなっております。事業によって財政的支

援を行うということは極めて不安定です。民間シェルターやステップハウスにとって不安定な運営をもたらしかねないということです。内閣府で民間シェルターについて検討会を行ったときにもアンケート調査を行いましたら、民間団体からだけではなく、これはヒアリングにおいて民間団体の方が強くおっしゃったことなのですけれども、それに加えて行政からも恒常的な運営支援が必要だという声が上がっておりますので、御確認いただきたいと思っております。

なぜ財政支援をここで明記しないのか、その理由は一体何なのかというのが明確ではありません。これからの充実したDV被害者支援を考えるならば不可欠の地域の大事な社会資源です。しかし、財政難が続き、困っているわけですね。その辺を再度御検討いただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

ちょっと内閣府から今の件についてコメントがございます。

○林局長 戒能先生ありがとうございます。内閣府の男女共同参画局長でございます。いつもお世話になっております。本当に貴重な御意見をありがとうございます。

1つだけ、本当にテクニカルなことなのですけれども、最後におっしゃった民間団体への支援の件でございます。第26条にまさに財政支援について法律に書いてあると理解しています。具体的には26条で「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。」となっております。これに基づいて、私ども、今、財政支援ということで民間シェルターに対して57団体に交付金を交付しております。

先生のおっしゃるとおり1つ課題がありますのは、この交付金を私どもはぜひ恒常化したいと思っております。補正予算などで措置をしていたりするものですから、やはり不安定に見えるというところはございますので、本予算で毎年毎年きちんと継続的に交付金がつき、恒常的な財政支援になるようにすることは、大変大事なことなので、今、実は4年度の本予算要求で交付金が恒常的な予算になるように財務省に要求をして頑張っているところでございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、後藤構成員にお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○後藤構成員 では、私からは、かなりの点になると思うのですけれども、少しお話しさせていただきたいと思えます。

まずは前提となる考え方なのですけれども、女性に対する暴力というのは差別です。法制度上は対等であるとされている関係性がジェンダー不平等社会を前提として暴力が用いられている。女性に対する差別的な発想がなければ暴力を振るうということすらも行われないうことをもう一度確認しておく必要があると思えます。

このようなジェンダー不平等社会を前提として今の制度を使っていくことになると、被害者を救済するというよりは、加害者を利するということになりかねません。つまり、法が平等を前提としていますので、平等でない関係性において、平等を旨とする法が適用されることによって、加害者を利して被害者の救済につながらないという可能性があることを前提として制度構築をしていくべきだと考えております。

私たちが目指しているのはジェンダー平等の社会ですから、ジェンダー不平等の社会にどうやって風穴を開けて目指していくのかという点で考えていく必要があるということをもっと申し上げたいと思えます。

6点にわたってお話したいのですが、1つは、言葉の問題です。1ページのところで先ほど御説明がありましたけれども、真ん中辺です。「意図的、従属的なもの」のところですが、「感情のはけ口」ではなく、自分の優位性を示すものであるという記述が必要です。感情のはけ口では、はけ口になるのは当然だみたいな議論になりかねないので、そのところは修正していただきたいと思います。

2点目ですけれども、重大性、明確性の要件が入る、そのままであるということは戒能構成員もおっしゃったように、私はやはり問題があると思っています。重大性の要件が入ることで何を懸念しているのかというと、身体的暴力の程度に引きずられる可能性です。法というのは基本的に客観的に判断できる証拠を重視します。これまで身体の重大性については外から見て分かる、写真を撮れば分かると考えられてきました。そういう意味で、身体の被害の重大性の程度に準じた判断、つまり結果だけを見て判断が行われる可能性が否定できないと思います。

心理的な暴力というのは当事者間の相互作用であって、例えば「今日は何？」というふうに、ほかの人には暴力でもないような問いかけが十分心理的な暴力となり得ます。DVの継続性、重層性という特徴からすれば、高度に文脈に依存することになります。その文脈を最もよく知っている被害者からの申立があれば、申立の行為自体にさらなる暴力の危険があるということを示す徴表だと考えていいのではないかと思います。それが重大性に当たるかを文脈が十分に理解できない他者が判断することは、それが裁判官であっても適切でないと思います。

さらに言えば、この社会におけるジェンダー秩序が配偶者からの暴力を正当化することを促進しがちであるという傾向から考えると、その秩序を是正してジェンダー平等の機会を実現するということを司法が率先して促進していく必要があると考えます。

暴力が不平等の関係を前提、暴力は差別だということを前提とすると、対等な個人を前提とした制度自体を考えなおす必要があるのではないかと思います。その意味で、13ページ以下の暫定的な命令制度を導入して、被害者の救済を手厚くしていく必要があるのではないかと思います。

これが3点目になると思いますけれども、16ページ、保護命令の延長、そして退去命令の延長なのですが、私は、できれば自動更新を原則にするというところまで踏み込んではどうかと思っています。先ほど小島構成員からも、書類が繁雑だという御指摘もありました。もし現状のままの書類を残すということであれば、児童相談所のように全ての配暴センターに弁護士を必置にするというような制度の構築が抜本的な制度改革としては必要だと思います。

御存じのように、児童虐待に対する一時保護については相手の同意がない場合に2か月で司法審査が入っております。また、28条の申立などもあります。そういう申立の際に誰が書類を書いているかということ、当事者は書かないわけです。当事者である子供が書くということは当然ないわけですが、児童相談所でもそこにいる弁護士が書いているわけです。法的な支援を充実させるということであれば、今まであまり提案がなかったのですけれども、配暴センターに弁護士を週1でもいいので必ず配置すると。だからといって、申立書が難しくいいというわけではありませんけれども、少なくとも、先ほど配暴センターの方が困っているということは、そういう配置によって解消するのではないかと思います。

4点目ですが、29ページのところなのですけれども、暴力の加害者であることを前提とすべきです。普通の人の居住権や財産権を制限するという話ではありません。暴力の加害者ということを前提として考えていくことになり、また司法審査も前提とするということになれば、私は制限に問題がないと考えており

ます。

20ページ、21ページにあります加害者に対する対応ですけれども、今までも出てきていたと思いますけれども、加害者に対する介入というのは究極の被害者支援だと考える観点をもう少し入れていただきたいと思います。逃げない被害者の話も出ていますので、逃げないのであれば加害者を変えるということをもう少し踏み込んだ形で書いていく必要があると思います。

それとの関係で、今の加害者プログラムの対応策のところですが、赤字になっている21ページの下から4行目のところで、刑事司法というふうに言われているのですけれども、もう少し、例えば刑の在り方、受講命令つき執行猶予制度、義務つきの執行猶予を導入するなどの制度を考えたかどうかと具体的に書いていかないと、刑事司法に丸投げにすると、全く変わらないことを恐れます。

あと2点でございます。22ページ、前回もお話しさせていただいたことなのですが、現在、面前DVとして発見された場合、警察は児相に通告しているけれども、児相と配暴センターの連携が必ずしも制度化されていないというお話を前回聞きました。児相がというよりは、これは警察が児相と配暴センターに両方通告するという義務を課してはどうかということを考えております。

また、資料2に関してなのですが、とてもすてきな資料を作っていただいたと思う反面で、DVというのは発見という概念がないのかというのは若干気になるところであります。犯罪というのをどう発見するのかというときに、児童虐待にしても様々な犯罪に関しては発見ということがとても重要になります。相談による発見も当然あるでしょうし、通報による発見というのもあるのですけれども、児童相談所が発見するというようなことも入れていただきたいと思います。

最後、外国人で在留資格がない方というのも入れる方向性になったと思いますけれども、もう一つ、9条の機関に出入国在留管理局というところも連携先として重要であるという形の具体的な文言を入れていただきたいと思います。

すみません。長くなりました。以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

○後藤構成員 すみません、もう一つ。ずっと気になっていたのですけれども、座長が何も言えなくてとてもしんどい思いをされているのではないかと考えています。せっかくなので今日は最後に座長が言いたいことをおっしゃる機会をつくってさしあげたらどうかというのを一言申し上げたいと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。皆様の議論を聞いてからまたそういう時間が持てたらと思います。

それでは、深見構成員、どうぞ、お願いいたします。

○深見構成員 では、中間報告について2点ほど意見を述べたいと思います。

第1点は被害者の範囲拡大に関する7ページの記述です。これは第2の2の(1)②の部分に当たります。ここでは現行法で、精神的暴力や性的暴力に該当する規定が置かれているとして、これらの規定により精神的暴力等を限定するのに利用しようということを想定しているよううかがえます。ただ、この規定は接近禁止命令が出ている場合の効果でありまして、その全てが直ちに発令要件として適合するかはよく検討する必要があると思っています。例えば緊急やむを得ない場合を除いて連続して電話をかけることは10条2項4号で禁止されておりますけれども、離婚の話し合いのための電話を複数回かければ要件に該当してしまうことになってしまいます。それは入口と出口、効果の問題とよく区別して考えなければならな

いと考えています。

第2点は接近禁止命令とか退去命令についての延長規定を設けるか否かについての従前の17ページ、28ページの記述です。再度の申立との関係、延長の要件等を整理して検討するとありますけれども、本日まで延長というものの内容がはっきりしません。これまでも繰り返し述べてまいりましたが、接近禁止命令についての再度の申立ができるか否かについて、退去命令に延長を認めず法改正において分かりにくくなっているのを、それを明らかにするのは望ましいことだと私は思っています。

一方で、これまでも述べたように、再度の申立制度があるのに延長規定を設ける必要があるのかどうか分かりませんし、延長規定の内容が判然としないために、十分な議論ができていないと思っています。

第2の箇所まで含めて、最終報告までに一定の結論を得ることとしてはどうかという記載が多いという印象を持っております。最終報告案については検討のため、今回の中間報告書より早めに送付いただければよく検討できるかと思っておりますので、その点についてお願いしたいと思っております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、手嶋構成員、お願いいたします。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

先生方と重ならないようにと思ひまして、私のほうからは1点だけ発言をさせていただきます。今まで言っていなかったことだったのですけれども、無審尋の保護命令に関してのところなんです。今出しているページの上から2つ目の黒丸のところなんです。一方で、無審尋の発令の活用を図ることが望ましいのではないかとこのところなんです。今、様々な緊急の保護命令、あるいは暫定的な保護命令ということについての御意見も出ております。まだ保護命令制度についてその辺のところ整理されていない段階かと思ひます。

それで、いろいろな選択肢がある中で、無審尋の発令をもっと活用するというのであれば、何かガイドラインのようなものをつくっていただく必要があるのではないかと考えております。私たちからすると、裁判所でどのような御判断をなさっていらっしゃるのか見えないところがございますので、何とも申し上げられないのですが、もし活用が十分されていないということであれば、その背景にもしかするとどういった場合に無審尋の発令を使うべきなのかということに関して、裁判所の中でも何か合意というようなものがないかもしれないということであれば、きちんとガイドラインをつくっていただくことによって無審尋の発令が活用されるのであれば、それはそれで一つの選択肢として有効かなと思ひました。

ただ、それが必要なかどうか、また、これまでも私も発言させていただきましたように、とにかくまず当事者の申請によってすぐ保護するという緊急かつ暫定的な命令制度をつくっていただいて、その後でいろいろ争いがあるとか、問題があるとかいうことであれば、司法の判断を求めるような制度という2段階でやる必要があるかなと思ひますが、今ある無審尋の発令がもし活用できるのであれば、そのためにはガイドラインが必要かなということを考えておりますので、また御検討いただけたらということなんです。

以上でございます。ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続きまして、可児構成員がお手を挙げていらっしゃいますので、どうぞお願いします。

○可児構成員 ありがとうございます。DV対策の抜本的な強化に向けてということで、その観点から保護

命令のことにしても何点か意見を述べさせていただきます。

抜本的な強化ということを考えたときには、やはり対象を精神的暴力、性的な暴力に広げるという点、それから、暫定的な命令という点、さらには、逃げられない、逃げない被害者に対して保護命令が利用できるようにする点、その3つが非常に重要であると感じているところです。

精神的暴力、性的暴力について対象を広げるというところに関しては、この検討会の中でもおおむね意見が一致しているところかと思うのですが、対象を広げるだけではやはり十分ではなくて、対象を広げた上で、そういった暴力の被害者がきちんと保護命令によって守られる、保護命令が発令されるというところまでを手当てしていく必要があると思うのです。そうなったときには、やはりこれまで皆さんからも意見が出ているように、後ろ側の要件というか、生命または身体に重大な危害を及ぼすおそれが大きいという、その要件が……（音声途絶）

○小西座長 可児先生、ちょっとお待ちください。

○可児構成員 大丈夫ですか。

保護命令の暴力の対象範囲が性的暴力とか精神的暴力まで広がるという方向で意見が一致したところはとてもよかったし、そういった方向が示されたことはとてもすばらしいと思うのです。ただ、結局そういった被害者が保護命令によって守られないことには意味がないわけで、生命、身体の重大な危害のおそれというところで結局発令がなされないということになってしまうことは避ける必要があると考えています。

私自身は、もう何度も繰り返しているように、重大性の要件は外すべきだという意見なのですが、仮にそれが難しいとしても、先ほど戒能先生がおっしゃったように、生命、身体というところの書きぶりを心身に変えるなど、何らかの方法でその要件が発令の足かせにならないようにすることは必須であろうと考えています。

それから、暫定的な保護命令のところですが、現状でも発見から発令までの間は何も安全確保がなされていない状態なのですね。事実上隠れて安全が守られているだけで、法的には何も安全が確保されていないところなので、そこに関しての手当てというのも必須であろうと考えています。

裁判所での対応がなかなか難しいのであれば、英国での警察が発令するDVの暫定保護措置とか、そういった形のものも参考にしながら、例えば警察がそのときまでの暫定的な命令を発令するようにできるとか、そういったところの手当てまで考える必要があるのではないかと考えています。

最後ですが、やはりこれは退去命令のところ、今回、逃げない、逃げられない被害者への対応というところに真正面から向き合って議論しているというところは非常に大きいところかと思っていて、そこに関して最終的に何の手当てでもできなかったよということでは非常にまずいと思っています。

退去命令のところを今、2か月、これは引っ越し準備期間としての2か月ですが、そういったものではなくて、例外的に6か月に延ばすという話ではなくて、新たな退去命令として6か月ないしもう少し長い期間の命令が出せるようにする、そういった選択肢を設けることも必要ではないかと思えます。

もちろんそういった長い退去命令をつくったからといって、全てのケースでそれが使えるとは全く思っていないです。ハイリスクケースについては、そういった命令ができたとしても、やはり逃げるという選択をする被害者がきっと多いだろうと思います。ただ、ハイリスクではないケースで、今回、精神的暴力、性的暴力のどこまで広がっていくということを考えると、やはりとどまりながら生活するという選択をできるケースも増えてくるだろうと思いますし、そういった選択肢を奪ってしまうのは非常にまずいだろう

と思います。なので、やはりここは逃げられない、逃げないDV被害者への対応、必ず逃げなければいけないのだという形ではなく、逃げないという選択肢もあり得るのだということを示すためにも、そういった長い期間の退去命令というのは必ず設けていく必要がありますし、例外的な形ではなくて、そういった制度をつくる必要があるのではないかと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。また途中で切れましてすみませんでした。

重大性の要件というのは非常に皆様の議論の中で問題になっておりますよね。その重大性の要件については、内閣府のほうでもコメントがあるようですので、それをいただきたいと思います。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 内閣府でございます。これまでの御議論の中で、やはり重大性の要件が足かせになっているのではないかという御意見をいただいているのは重々承知しております。その上で、11ページでも記載しておりますが、どうしても刑事罰を伴う保護命令という構成を取っております。そうしますと、刑事罰で担保されている保護命令が出せるというためには、しかるべき行為要件を課さないといけない。それがありますために、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいというのは、刑事罰で担保されている保護命令がセットとして、要件と効果がセットになっているというのが整理でございます。ここはなかなか変えるのは難しいのではないかというのが事務局として考えている次第でございます。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。皆さんたくさん御意見はあるのだと思います。先ほど後藤構成員に言っていただきましたので、少し私の意見というかコメントも申し上げておきたいと思いますが、まだ中間報告ですけれども、週1回の感じで御参加いただいて本当にありがたく思っています。やはり被害当事者の目線で見えた制度ができなくてはいけないというのが基本だと思っております。

一方で、多分これは法制度を基から変えないといけないと思うようなことが幾つかあって、お話を聞いていると、今決めることに限界があるようなケースもありまして、そうだったら、今回間に合わないものについて、抜本的にやるのだったら今後の見直しということをも明記しておくというのは一つの案として必要だなと思っています。

精神的暴力のことが随分取り上げられておりまして、これは私は当然入れなくてはいけないと思っております。一方で、今の改正の状況を見ておりますと、DVに関わっている人たちはすごくよく分かっている。でも一方で、この改正を認めていただくためには、知らない人を説得しないといけないということが非常に大きいことが本当に痛感されます。例えば、前の改正のときの議員さんの意見などを読みますと、身体的暴力、精神的暴力というふうに挙げたときに、身体的暴力というのは1発ぼんと殴ることで、精神的暴力というのは1回何か怒鳴ることだみたいな、すごく個別の捉え方がされているのが御意見を読むとよく分かるのです。そういうものではないということをお納得していただかないといけない。そのことから考えると、DVが重層的というふうに書いていただいたのはそういう点ではいいし、私が1つ変えたほうがいいのではないかと思っているのは、1ページ目の最初のところです。配偶者からの暴力は身体的暴力・精神的暴力・性的暴力など形態は多岐にわたる。多岐にわたるのはいいのですけれども、これらは重なり合っています。重なり合っていなければDVにはならないですね。だから、そこはまず重なり合っていると

かいうふうに付け加えてほしいというのがあります。

その辺が分からないから、精神的暴力について非常に厳しい意見が出てきてしまうというところがありますので、例えばそういう風に思っている人たちを説得していくということが大事です。内閣府のほうでいろいろなデータを集めてきて、保護命令だけが非常に減っていることを示している。これはおかしいですよという形の外的な基準からの説得もとても役に立つと思うので、このように数字を示すのも私はとてもいいかなと思っております。

一方で、内側に実際にどういうことが起こっているかというのは、なかなかこういう報告書だと見えないために、相変わらず誤解が起きてしまうのだろうと。それぞれ重なり合っていて、DVの問題は「コントロール」なのだと、言い古された言い方なのだけれども、その辺を知らない人に伝えていくというのがすごく必要なのだなと思っています。

精神的暴力のところで、医師はここでは私だけですから、私からの意見で申し上げますと、何か精神的暴力に外形的な規定が必要であると、それはそうでしょう。しようがないかなと思うのですけれども、一方で、DVの臨床の現実を考えると、医師に責任を負わせ過ぎたら多分機能しなくなるというところもあると思います。例えば、因果というところまで診断書に求められたら、多分この法律は全く機能しなくなってしまいます。そういう意味では、明確化するのには仕方がないのだけれども、ちゃんと機能するような形で普通に医師の保険診療の中で書ける診断書とか、そういうものが役に立つこと。それから、あまり限定をつけないこと。例えば診断名などに限定をつけないこと。いろいろな影響があり得ますから、そういうことは保障しておいてほしいなと思います。

そういう臨床の立場からいうと、退去命令2か月というのは何にもならないというか、決意するところまでに本当に時間がかかる人たちがほとんどです。それは身体的暴力だと言われていても、そこには心理的暴力があって、洗脳に近いような状況があることもたくさんあるので、なかなか健康な人が判断して大事なものをまとめるのに2か月だろうという発想そのものがあまり実態に合っていないということは考えますね。そういう意味では、ここは私の個人的な意見としては、やはり延ばす必要があるのではないかなと思っています。

あとは皆様方が言ってくださったことで、大分明らかになっていると思いますので、今までなかったことだけで付け加えますと、そういうふうに思っております。機会をいただいてありがとうございます。

さらに付け加えて御意見がある方、ぜひ挙げていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

手嶋構成員、それから後藤構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

私も何度も申し上げていることなので、ちょっと遠慮して言わなかったことではあるのですが、今、小西先生もおっしゃってくださったので、もう一度改めて、DVの定義の仕方について申し上げたいと思います。暴力というのは手段にすぎないので、身体的、精神的、性的、様々なものがありますけれども、手段にすぎない外形的な部分で振り回されて、これがあるからDV、これがないからDVではないとか、そういうふうなことになってしまうと本当の被害者を救済するということが難しくなってくるというふうに思います。

なかなか外形から見て難しいことではあるかもしれませんが、やはり被害者に対する支配というところがDVの本質だということ、そこを外してしまって手段の形態だけ取り上げて、それを規制すると

いうのでは、それこそ何がDVなのか分からなくなってしまうというリスクがあるのではないかということが気になっています。

例えば、海外でも例があることですが、警察官が通報があつて行ったら、加害者のほうも被害者の抵抗に遇ってひっかき傷ができて血が流れていると。そうすると、両者身体的暴力を受けているわけですから、アメリカでもゼロトレランスということが非常に強調された時期には、両方が逮捕されてしまう、あるいは被害者が逮捕されるというような事態も起きて、それは非常に問題になりました。

その後、最初に誰が仕掛けたのか、プライマリー・アグレッサーとかファースト・アグレッサー等の用語が使われていたと思いますが、ファースト、セカンドという区別を書類に警察官が書き込んで、それを基にその後の手続を行うというような改善がなされたりしました。

今後、日本で保護命令をもし強化していくということになりますと、私も何度か申し上げさせていただいていますように、まずは当事者の申請があれば、緊急の保護命令が認められるという必要はすごく大きいと思います。

ただ、いろいろな人が、つまり、本当は加害者なのだけれども、その人が申立をするという可能性もあるし、虚偽DVのことがよく言われていますけれども、それよりも私が懸念するのはそちらのほうです。そうなったときにきちんと、誰が判断をできるのか。とにかくまずは申請があつたら緊急に保護するということは大原則だと思いますけれども、その後、2段階でもしやるとすると2段階目のところで誰がどう適切に判断できるのか、そこが鍵になってくると思います。

DV防止法の中に保護命令の要件として、例えば詳しく書き込むとか、あるいは基本方針で解釈をきちんと考えていただくとかいうことがあつたとしても、運用のレベルで誰がそれを使って判断するのか。DVというのは、残念ながら誰でも見てすぐ分かるものとは限りません。1年に1回、2回研修を受けただけの方が本当にきちんと判断できるのかというところの不安、それが実際に今、様々なところでDVであるのに認めてもらえず、被害者が適切に救済されていないという現状につながっていると思います。ですので、これは運用の話になってしまいますが、本当に適切にDVかどうか専門性をもって判断するということが可能になるような、そういう運用段階での徹底ということと一緒に考えていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 ありがとうございます。

さっき小西座長もおっしゃっていたように、やはり被害者の視点に立った法制度を、DV法の抜本的改正の言葉に私たちはしていきたいと思っています。その際に、今までずっと議論があつたような重大性の要件があることによる弊害というのを考えなければいけないと思います。法規範というのは当然ながら裁判規範でもあるのですが、行為規範でもあります。これは小西座長や橋爪構成員も参加されている性犯罪の改正のときも同じような議論が繰り返されていたと思いますけれども、この条文を見たときに、その重大性というものがあることによって、加害者を利するのではないかというふうに思わざるを得ません。つまり、重大性という要件があつて、それを判例でこういうふうに判断しているということ、例えばDVの加害者であればいろいろな資料を集めて対応するわけです。だったら自分がやっていることは保護命令の対象にならないというふうに判断しかねない状況もあると思います。

そういう意味で、どこまで私たちが被害者の視点に立ち、被害者を暴力から守って、最初に申し上げましたようにジェンダー平等の社会を形成していけるのか。そのための法改正なのだとすることを強調する必要があります。様々な越えなければいけないハードルはあると思うのですが、重大性の要件がないからといって、刑事的な対応が適切に行われず、国家の刑罰権の介入が適切に行われずということ、司法が機能している以上はないのではないかと私は思います。そういう意味では、やはり緊急の申立があったらすぐそれを認めていく使いやすい制度にしていくことが重要だと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、この重大性の問題、なかなか難しいと思いますが、法務省の御意見も伺ってみたいかなと思います。いかがでしょうか。

○法務省福田参事官 法務省民事局の福田でございます。

今、法務省のほうに振られたわけですが、こちらでお答えするのが相当なのかどうかというところはありますけれども、せっかく発言の機会をいただきましたので、今考えていることを申し述べたいと思います。

今出ています重大性の要件というのは、内閣府からも先ほどありましたように、保護命令というものが相手方の権利を一応制約するというような性質のものであって、かつ、その実効性を確保するために命令違反に刑罰が科される制度ということに鑑みて設けられたものだと我々も理解をしております。刑罰の在り方という点について、更に何か申し上げるとすれば、前回、橋爪構成員もおっしゃっていたように、命令違反について2年以下の懲役というような形で法定刑の引上げを考える前提として命令を発することができる場面をどのように考えるのか、具体的に申しますと、重大性の要件がない場合、そういった状態で発せられた命令違反についても罰則を科すことが果たして正当なのかどうかというような観点から検討をしなければいけない事柄だと考えております。

今回、精神的暴力や性的暴力についても一定程度範囲を拡大するという議論、それから、先ほども申し上げたように罰則を加重すべきというような点について、さらには、期間の延長についても議論がされているというところとパッケージで考えなければいけないのではないかなと思っております。

さらに、何よりも重要だと思いますのは、この重大性の要件というのがあることによって、本来保護されるべき被害者の方が保護されていないという場面が具体的にどういうものなのかということ、この点が一番重要なのだらうと思います。深見構成員がこれまで繰り返しおっしゃっていたように、重大な危害というものについては、通院加療が必要な程度の暴行というもので足りるというのが解釈として出てきているわけでありまして、何も骨折を伴うけがとか何針も縫うようなけがというようなものが要求されているわけではありませんし、実際にこういった重大な危害が生じる程度の暴行が現に生じているということまでも要件になっているわけではございません。こういう解釈を前提としてもなお保護されていない事案があるのかどうかということ、具体的に示される必要があるのではないかなと思ってます。

そういった点から、この重大性の要件というものを残すのか、改めるのかという点について御判断をいただくことが必要なのではないかというのが現在の法務省の考えでございます。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 今の御説明について質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。まず1点目ですけれども、保護命令が相手方の権利を制限するものだというお話についてです。退去命令の場合の財産権の話は、私はあれは権利濫用だと思うのですが、それは置いておいて、例えば接近禁止命令に関して考えたときに、それは相手方のどのような権利を侵害しているということになるのでしょうか。パートナーであることから接近することに権利があるということではないはずで、つまり、パートナーの場合は児童虐待の場合の親権とは全く構造が異なりますよね。禁止命令によって制限される相手方の権利というのは一体何でしょうか。それを一つお聞かせください。

もう一つは、通院加療が必要というのが一つの目安になるというようなお話だったと思います。DVというものと他の犯罪類型、傷害とか暴行とか強迫とか、そういう単発の行為を対象とするものと、DVという被害と同じに考えておられないでしょうか。DVにはDVの特性というものがあって、DVが重大な危険をもたらすかどうかという判断は、ほかの犯罪類型の場合とかなり違っているはずだと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○小西座長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省福田参事官 福田でございます。御質問ありがとうございます。

まず1点目につきましては、これは抽象的なものと思われましても、相手方の行動の自由というものを一定程度制約するのではないかと考えております。2点目の御質問については、我々のほうでお答えするのが適切かどうかというところがありますけれども、基本的に手嶋構成員がおっしゃっていることは理解できますけれども、そうであれば、なおさら、例えば支配されている状態とか、一つ一つの行為自体は程度が低いかもしれないけれども、それが反復継続されているというような特殊な事情があるということなのだろうと思います。それがあからこそ、将来的に重大な生命とか心身、身体に対する危害を加えるおそれがあるということにつながっていくのだろうと思います。これは重大性の要件を外すとか外さないということではないのではないかなと私個人としては思っております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

手嶋構成員、まだございますか。取りあえずよろしいですか。

○手嶋構成員 そうですね。いろいろありますけれども、時間もありませんし、ほかの先生方も御意見がおりかと思えます。相手方の自由を制限するとおっしゃいましたけれども、それは相手方のそれこそ心身の被害という安全確保ということにそんなに利益考慮する上で重要なものなのかどうかというのが気になりました。

でも、あまりこのことだけで、私だけで議論するより、もっとほかの先生方に御発言いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、後藤構成員と可児構成員、できたら簡潔にお願いいたします。

○後藤構成員 今の点は手嶋構成員と同じなのですが、最高裁にも、ずっと深見構成員が御指摘いただいていたことと違うことをおっしゃると思わないのですけれども、せっかく法務省の御意見を聞いたので、

最高裁判所の御意見も伺いたいということでございます。よろしく願いいたします。

○小西座長 それでは、最高裁、いかがでしょうか。

○最高裁判所小津課長 今、御質問の点は、どのトピックのことに关するものでしょうか。

○後藤構成員 重大性についてという一般的に先ほど法務省に振られたのと同じことを最高裁にもお願いしたいという趣旨でございます。今の議論の前に戻って、そもそも重大性の要件がないと刑事法、刑罰を前提とする保護命令制度であれば困難であるかどうかという問いでございます。

○最高裁判所小津課長 重大性の要件を外すべきか否かということに関しては、立法としてどうあるべきかという問題であると思いますので、裁判所の事務当局の立場から申し上げることは難しいと思っております。

なお、現在の実務運用に关しましては、法律の条文で重大なという要件が設けられていることに鑑みて、個々の事件でそれぞれの裁判官が事案に応じた判断をしていると思われまゝ。

○後藤構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、可児構成員、お願いいたします。

○可児構成員 先ほど法務省の方から、重大な危害というのは通院加療を要する程度の危害で、それ自体が保護命令の発令にそんなに障害になっていることはないのではないかとといったような趣旨の発言があったかと思ひます。実際に申立をした段階で裁判官のほうから取下げを促されることがあるというのは、私もここで発言させていただきましたし、ヒアリングのところでもたしか女性相談センターからもそういった意見が出ていたかと思ひます。

取下げを促される場合に、暴力そのものがなかったということでの取下げを促されるよりは、やはり危険性がないのではないかとということで取下げを促されることのほうが当然多いわけだ。なので、重大性の要件があるからといって発令されていないということはないのではないかとというのは、これまでのヒアリングとかこういった会議での発言を無視された発言ではないかなと思ひます。実際にそんな統計なんか取りようがないわけだし、もしそういうことをおっしゃるのであれば、きちんとそこは統計を取っておくべきであって、統計がないことをしてそういうのもまた違うのではないかと思ひます。

現状では、重大な危害に加えて、さらに後ろに「大きい」という二重の限定までつけられているのだけれども、そこまで重大な危害というところにこだわるのであれば、せめて後ろの「大きい」だけでも外すべきではないかと思ひます。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

では、法務省、何度も申し訳ありませんが、御意見を伺いたいと思ひます。

○法務省福田参事官 法務省民事局の福田でございます。御質問ありがとうございます。

当省の考え方につきましては、先ほど申し上げたとおりですので、それを踏まえて適切にこのワーキングで御議論いただければと思ひしております。

以上です。

○小西座長 随分短く終わりました。

それでは、そのほかに御意見はございますでしょうか。取りあえずこの先どうなっていくかというのも

先ほど聞かれていましたけれども、この中間報告ができて、それを専門調査会のほうに持っていく形になります。その後、最終案というか報告書をまた検討する形になっていく予定ですが、この辺はちょっと日程が詰んでおりました、12月7日に専門調査会が行われますので、その前に伺うべき御意見を今日伺っておきたいということでございます。

もし今までのところで、取りあえず今日のところは意見が出されたということであれば、今回いただいた御意見を踏まえて必要な修正を行った上で、女性に対する暴力に関する専門調査会に報告集素案（中間報告）という形で報告したいと思います。

修正の在り方はなかなか難しいところがありますが、取りあえず私に御一任していただくということでよろしいでしょうか。

(構成員首肯)

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、この会の次回は、専門調査会での議論も踏まえて報告書案について御議論をいただくこととなります。

今日はすごく延びてしまうのかなと思ったら時間内に終わりました。ありがとうございます。それから、いろいろネット環境の不備については本当にお詫び申し上げます。申し訳ございません。

それでは今後の予定等について事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 今後の予定ですが、先ほど小西座長からお話がございましたとおり、12月7日を予定しておりますが、報告書素案（中間報告）につきまして、親会であります専門調査会のほうに意見を伺うことを考えております。そこでの意見を踏まえて、報告書案としたものにつきまして、1月中旬を予定しておりますが、御議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○小西座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第8回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)